

振動の規制地域の指定及び特定工場等において発生する振動の規制基準について

岐阜市告示第8号

平成8年4月1日

振動規制法（昭和51年法律第64号）第3条第1項の規定により、振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を指定するとともに、同法第4条第1項に規定により、特定工場等において発生する振動の規制基準を定めたので、同法第3条第3項及び第4条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

振動の規制地域の指定及び特定工場等に係る振動の規制基準

（振動の規制地域）

第1条 振動規制法第3条第1項の規定により、振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域として指定する地域（以下「指定地域」という。）は、岐阜市の全域とする。

（特定工場等に係る振動の規制基準）

第2条 振動規制法第4条第1項の規定により、指定地域における特定工場等において発生する振動の規制基準は、次のとおりとする。

時間の区分

昼間	午前8時から午後7時まで
夜間	午後7時から翌日午前8時まで

規制基準

区域の区分		時間の区分	
種別	該当地域	昼間	夜間
第1種区域	騒音の規制地域の指定及び特定工場等において発生する騒音の規制基準に関する告示（平成8年4月1日岐阜市告示第5号）第3条第1項に定める区域の区分（以下「区域区分」という。）が、第1種区域及び第2種区域である地域	60デシベル	55デシベル
第2種区域	区域区分が、第3種区域及び第4種区域である地域	65デシベル	60デシベル

備考

- 1 デシベルとは、計量法（平成4年法律第51号）別表第2に定める振動加速度レベルの計量単位をいう。
- 2 振動の測定は、計量法第71条の条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向に

ついて行うものとする。この場合において、振動感覚補正回路は、鉛直振動特性を用いることとする。

3 振動の測定方法は、次のとおりとする。

(1) 振動ピックアップの設置場所は、次のとおりとする。

- ア 緩衝物がなく、かつ、十分踏み固め等の行われている堅い場所
- イ 傾斜及びおうとつがない水平面を確保できる場所
- ウ 温度、電気、磁気等の外囲条件の影響を受けない場所

(2) 暗振動の影響の補正は、次のとおりとする。

測定の対象とする振動に係る指示値と暗振動（当該測定場所において発生する振動で当該測定の対象とする振動以外のものをいう。）の指示値の差が10デシベル未満の場合は、測定の対象とする振動に係る指示値から次の表の上欄に掲げる指示値の差ごとに同表の下欄に掲げる補正値を減ずるものとする。

指示値の差（デシベル）	3	4	5	6	7	8	9
補正値（デシベル）	3	2			1		

4 振動レベルの決定は、次のとおりとする。

- (1) 測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
- (2) 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
- (3) 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5秒間隔、100個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の80パーセントレンジの上端の数値とする。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。